

羽曳野市立図書館レファレンス事例集 2023年1月

相談内容	回答内容
<p>2・3月におすすめの紙芝居を紹介してほしい(大人)。</p>	<p>・『せつぶんってなに?』(しらかたみお/脚本・絵 童心社 2008年) ・『ずーっとともだち』(かわしまえつこ/著 福田岩緒/画 童心社 2022年) ・『うさぎのかくれんぼ』(千世まゆ子/脚本 かさいまり/絵 童心社 2006年) の3点をご紹介します。</p>
<p>節分の由来(特にいわしの頭を飾る理由)について載っている本を探している(大人)。</p>	<p>児童書で、 ・『子どもと楽しむ行事とあそびのえほん』(すとうあさえ/文 さいとうしのぶ/絵 のら書店 2007年) ・『季節のこよみ きょうはなにをして遊ぶ?』(平野恵理子/著 偕成社 2019年) の2冊をご紹介します。</p>
<p>日本のお金の歴史について載っている本が見たい(大学生)。</p>	<p>・『貨幣の歴史 ヴィジュアル版』(デイヴィッド・オレル/著 角敦子/訳 原書房 2021年) ・『図説お金(マネー)の歴史全書』(ジョナサン・ウイリアムズ/編 湯浅赳男/訳 東洋書林 1998年) の2冊をご紹介します。</p>
<p>「イチケイのカラス」というドラマで、裁判官が職権発動(捜査したことについて裁判所(官)が再捜査する事)をしていた。何に基づいているのか知りたい。</p>	<p>・『六法全書 令和4年版1』(佐伯仁志、大村敦志/編集代表 有斐閣 2022年)の680ページには、行政事件訴訟法第24条「裁判所は必要があると認めるときは職権で証拠調べすることができる。(以下略)」と記されており、また、2730ページには、刑事訴訟法第128条「裁判所は事実発見のため必要があるときは検証することができる」との記載があります。「捜査」ではなく「証拠調べ」「検証」が行えるということのようです。 ・『こども六法』(山崎聡一郎/著 伊藤ハムスター/絵 弘文堂 2019年) こちらの63ページにも、刑事訴訟法第128条の記載があります。</p>
<p>海外留学する孫にお金を贈りたいが、金封の表書きは何かいいか?「おはなむけ」はどうかと教えてくれた人がいるが、それでいいか(大人)。</p>	<p>・『冠婚葬祭に役立つ暮らしの毛筆マナーブック』(赤富士北祭/著 可成屋 2003年) ・『祝儀袋・不祝儀袋表書きのマナー』(岩下宣子/監修 小学館 2004年) ・『美しい筆文字の表書き 心をこめて贈りたい』(西田茜秋/著 芸術新聞社 2006年) ・『冠婚葬祭・贈答の表書きとマナー ひと目でわかる表書きの知識 結婚のお祝いから日常の贈答・お礼・弔事まで』(主婦の友社/編 主婦の友社 1999年) こちらの本の中を探したところ、「餞別」の表書きの一つとして「おはなむけ」があり、「お贖け」という漢字表記も載っていたのでご紹介しました。</p>